平成２８年（フ）第１９３８号
大阪府東大阪市御厨中１丁目７番２号　シャトレ小阪306号
債務者　大原　秀起（旧姓熊川）
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９３９号
大阪府東大阪市御厨中１丁目７番２号　シャトレ小阪306号
債務者　熊川柚莉こと　大原　柚莉
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７１号
大阪府門真市新橋町８番31号　日晃マンション520号、前住所大阪府門真市本町２番20号
債務者　櫻井　理抄
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４０４号
大阪府門真市城垣町22番５号　ロイヤル富士201号
債務者　荒木　勝教
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５４号
大阪市大正区泉尾５丁目18番13号ホワイトハイツ大正305号、前住所大阪市大正区小林東２丁目12番３―507号
債務者　宇都宮峰子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５９号
大阪府守口市西郷通１丁目16番４号
債務者　柏原　久美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７９号
埼玉県朝霞市膝折町５丁目５番８号　シャンボールハイツ103、破産申立時の住所埼玉県朝霞市本町１丁目34番１―110号
債務者　村山　文代
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５０号
愛知県豊明市西川町島原12番地６　小鴨ハイツ102号、借入時の住所愛知県岡崎市菅生町字深沢21番地１　シャンボール岡崎603
債務者　有田　紀子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８１０号
愛知県日進市岩崎町大塚90　デイサービスゴールデンリング日進、住民票上の住所名古屋市瑞穂区河岸町３丁目25番地　ひかり荘103号
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１号
高知市杉井流21番13号　マノワール杉井流121
債務者　髙橋　　直
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５２号
高知市杉井流21番13号　マノワール杉井流121
債務者　髙橋　倫世
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８８号
高知市南金田９番８号　高知ハーモニーホスピタル
債務者　清藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１２号
高知市前里166番地
債務者　荒川　　良
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１４号
高知市八反町２丁目11番23―404号
債務者　高本　秀夫
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４７９号
埼玉県朝霞市溝沼１丁目１番６―403号
債務者　平嶋　裕之
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９３号
埼玉県川口市戸塚東３丁目36番８号　戸塚東コーポ109号
債務者　利根川よし子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９９号
さいたま市西区三橋６丁目461番地６　ハーモネイトツーユー101
債務者　井澤　正夫
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係